

# 鳥取県中部地震に係る応急修理について

## 1 事業概要

国の災害救助法に基づき、被災者の住宅確保のため、避難生活を余儀なくされ自らの資力では修理が困難な方の住家について、応急的な修理を市が行うものです。

そのままでは生活することができない住家のうち、生活の維持のため必要となる最小限度の部分（居室、炊事場、便所など）を修理します。

## 2 対象

(1) 建物区分：住家（実際に生活し、生活の本拠としている住宅）

(2) 被害程度：大規模半壊及び半壊（り災証明書での判定が必要です。）

※一部損壊は対象外です。

(3) 対象世帯：次のすべての条件を満たす世帯が対象です。

①現在、避難生活を送っている世帯

②自らの資力では修復できない世帯（以下の「収入等の要件」参照）

所得等の要件：前年の世帯収入が、以下のいずれかを満たす世帯

ただし、大規模半壊は除く。

- ・収入額（年収）が 500 万円以下の世帯
- ・収入額（年収）が 500 万円を超え 700 万円以下の世帯のうち、世帯主が 45 歳以上の世帯又は要配慮世帯（避難行動要支援者名簿に記載のある世帯）
- ・収入額（年収）が 700 万円を超え 800 万円以下の世帯のうち、世帯主が 60 歳以上の世帯又は要配慮世帯（避難行動要支援者名簿に記載のある世帯）

③公営住宅（県営住宅・市営住宅等）に避難していない世帯。

④応急修理を行った後は、修理した家で生活すること。

3 修理基準額 576,000円（限度額）

4 申請期限 平成29年1月31日（1次調査によるり災証明の場合）

平成29年2月28日（2次調査によるり災証明の場合）

※2次調査によるり災証明の場合は、申請期限が変更となる場合があります。条件に該当する方で、2次調査によるり災証明を受けられた方は、下記「問い合わせ先」でご確認ください。

【問い合わせ先】

被災住宅総合相談窓口

（市役所西玄関第5会議室）

電話：27-0515